

1 宮崎市中心市街地まちづくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 現「宮崎市中心市街地まちづくり推進プラン（宮崎市中心市街地活性化基本計画）（以下「中活計画」という。）」の評価・検証と、次期中活計画を策定するため、（仮称）「宮崎市中心市街地まちづくり推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、現「中活計画」の評価・検証と、次期「中活計画」策定に必要な事項について、総合的に審議するものとする。

(組織及び職務)

第3条 推進委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は宮崎商工会議所の委員を、副委員長は宮崎市商店街振興組合連合会の委員をもって充てる。
- 3 推進委員会は、委員長が招集し、議事を進める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、平成30年3月31日までとし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 推進委員会、庁内検討委員会及び庁内検討委員会幹事会の庶務は、宮崎市観光商工部商工戦略局商業労政課まちなか活性化室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(解散)

第6条 推進委員会は、その役割が完了したときに解散するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

○推進委員会

	所属機関・団体名	備考
1	宮崎商工会議所	委員長
2	宮崎市商店街振興組合連合会	副委員長
3	公益社団法人 宮崎市観光協会	
4	宮崎市 I C T 企業連絡協議会	
5	九州旅客鉄道株式会社	
6	宮交ホールディングス株式会社	
7	厚生労働省 宮崎労働局	
8	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 調査第二課	
9	宮崎県 商工観光労働部 商工政策課	
10	宮崎県 県土整備部 都市計画課	
11	宮崎県警察本部 交通部 交通規制課	
12	宮崎市観光商工部	
13	宮崎大学 地域資源創成学部	
14	宮崎大学 地域資源創成学部	
15	南九州大学 環境園芸学部	
16	宮崎産業経営大学 経営学部	
17	一般財団法人 みやぎん経済研究所	
18	公益社団法人 全日本不動産協会 宮崎県本部	
19	一般社団法人 宮崎県建築士会	
20	D o まんなかモール委員会	
21	特定非営利活動法人 宮崎文化本舗	
22	公募	
23	公募	
24	公募	
25	公募	

2 宮崎市中心市街地まちづくり推進委員会委員名簿

平成 30 年 3 月現在(敬称略)

No.	所属団体名称	職	氏名	備考
1	宮崎商工会議所	専務理事	豊島 美敏	委員長
2	宮崎市商店街振興組合連合会	理事長	吉田 孝平	副委員長
3	公益社団法人 宮崎市観光協会	事務局長	図師 伸一	
4	宮崎市 I C T 企業連絡協議会	会長	常原 愛	
5	九州旅客鉄道株式会社	事業部長	宮野原 佳	
6	宮交ホールディングス株式会社	取締役	高橋 光治	
7	厚生労働省 宮崎労働局	局長	吉田 研一	
8	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 調査第二課	課長	北村 明政	
9	宮崎県 商工観光労働部 商工政策課	課長	小堀 和幸	
10	宮崎県 県土整備部 都市計画課	課長	中村 安男	
11	宮崎県警察本部 交通部 交通規制課	課長補佐	財津 創	
12	宮崎市 観光商工部	部長	大山 公典	
13	宮崎大学 地域資源創成学部	教授	出口 近士	
14	宮崎大学 地域資源創成学部	准教授	根岸 裕孝	
15	南九州大学 環境園芸学部	教授	関西 剛康	
16	宮崎産業経営大学 経営学部	教授	日高 光宣	
17	一般財団法人 みやぎん経済研究所	主任研究員	杉山 智行	
18	公益社団法人 全日本不動産協会 宮崎県本部	本部長	小田原 義征	
19	一般社団法人 宮崎県建築士会	会長	松竹 昭彦	
20	D o まんなかモール委員会	委員長	福田 好哲	
21	特定非営利活動法人 宮崎文化本舗	理事長	石田 達也	
22	公募委員		大澤 祐介	
23	公募委員		日名子 彩音	
24	公募委員		長谷川 輔	
25	公募委員		井上 泰治	